

第4章 全体構想

1 土地利用の方針

(1) 土地利用の基本的な考え方

従来から取り組んできたコウノトリも住める環境づくり、良好な地域環境の確保のための土地利用の規制誘導方策に引き続き取り組み、現在の土地利用及び用途地域の指定を維持していくことを基本としつつ、土地利用や建築状況等の変化が見受けられる区域については必要に応じて見直しを検討することとします。

また、高規格道路等の整備に伴う無秩序な開発行為の進行や、地域環境を阻害する建築物の立地を規制誘導する新たな土地利用方策を講じ、環境と都市の活性化が調和した適正な土地利用を進めていくものとします。

平成29(2017)年4月からは市内全29地区で地区公民館が地区コミュニティセンターへと移行しており、今後は、身近な生活の場における拠点性を高めつつ、地域の特性を生かしたまちづくりが期待されています。そこで、この地区の拠点を中心に、地域の特性に応じた暮らしやすい環境づくりを進めていくものとします。また、コウノトリ野生復帰や自然再生に取り組む先進的なまちとして、自然環境に配慮しながら土地の活用を図ります。

なお、土地の適正な保全と土地利用の円滑化を図るため、計画的に地籍調査事業を進めます。

(2) 土地利用の方針

ア 中心拠点及び地域拠点、生活拠点における都市機能の維持

(ア) 中心拠点の機能維持及びまちなか居住の推進

a JR豊岡駅を中心とする中心拠点では、地域の特色を生かし、商業、居住、教育・文化、行政、医療・福祉等の都市機能の維持及び充実を図ります。

b 中心拠点では、賑わいの創出とともに、高齢者や子育て世代も含めた多様な世代が、潤いとやすらぎのある環境の中で暮らせる居住を推進するため、各種用途の混在も許容しつつ、良好な居住環境の維持を図ります。

(イ) 地域拠点の機能維持

a 城崎、竹野、日高、出石及び但東の各地域拠点では、市民にとって身近なところにあるべき商業や居住、教育・文化、行政及び医療・福祉等の各機能の維持及び充実を図ります。

(ウ) 生活拠点の機能維持

a 地域コミュニティの活動拠点となるコミュニティセンターの周辺は、教育・文化機能等がある生活圏の中心です。その周辺を生活拠点とし、市民にとってより身近なところにあるべき商業や居住、教育・文化等の各機能を維持します。

イ 市街地の適正な土地利用と機能の維持、向上

(ア) 商業地の機能維持と向上

- a JR城崎温泉駅周辺やJR江原駅周辺及び出石城下町中心部では、市街地の特性を生かし、地域の賑わい創出や観光振興等に寄与する商業機能の維持を図ります。

(イ) 沿道サービス地の機能維持と向上

- a 高規格道路のインターチェンジ予定地周辺及び新規道路周辺では、商業機能や沿道サービス施設等の秩序ある立地の誘導を図るため、必要に応じて特定用途制限地域等を指定します。

(ウ) 工業地の機能維持と向上

- a 鞆や焼物等の地場産業と住宅地が混在している区域では、現状を維持します。
- b 工業地域では、立地している企業等の操業環境の維持を図ります。
- c インターチェンジ予定地周辺や幹線道路沿い等では、企業が立地できる用地の整備を図ります。

(エ) 住宅地の維持と適正配置

- a 中心拠点等の各拠点では、商業等の都市機能との混在も許容しつつ、持続可能で良好な居住環境の創出を推進します。

ウ 郊外農山村部、里地里山地域の適正な利活用の推進

(ア) 優良農地の保全

- a 集団的に存在する農地は、農業振興上重要であり、またコウノトリと共に生きる環境創造型農業の実践の場でもあるため、優良農地として保全していきます。また、耕作放棄地や休耕地の増加を抑制するための農地の再編等を促進するとともに、生きものを育むビオトープとしての利用、観光や環境学習、レクリエーションの場としての活用を図ります。
- b 新規就農者等の農業の担い手の確保により、不耕作地の発生を抑制し、農地の有効活用を図ります。

(イ) 里山、森林の保全

- a 自然公園等に指定された森林地域は、今後も継続的に保全するとともに、グリーンインフラとしての機能に着目して利活用を図ります。
- b 市街地や集落周辺の里山は、良好な地域環境の保全を推進します。また、貴重な地域資源が残っているところでは、観光や環境学習、レクリエーションの場としての活用を図ることで適切な維持管理を進めます。

(ウ) 自然と共生する居住空間の創出

- a 山地部に近接する住宅地、集落部は、これまでも自然災害の脅威にさらされてきたことから、山裾の適切な維持管理や生きものに配慮した活用などを進めるとともに、安全で安心して暮らせる居住空間の創出を図ります。

工 海岸部等の保全と活用

- a 海岸部及び海岸部から連なる山地部は、山陰海岸ジオパークの特徴であり、この類い希な自然資源を保全し活用します。
- b 円山川下流域は、ラムサール条約湿地を中心に、コウノトリも住める豊かな自然環境の保全を推進します。
- c 県の但馬沿岸海岸保全基本計画に基づく、良好な海岸景観の保全と防災機能の確保・向上を促進します。



2 施設整備(公園、下水道、河川、公共施設等)の方針

(1)公園・レクリエーション施設等の方針

ア 基本的な考え方

歴史・文化・自然等の地域固有の資源と一体となった公園等の整備、充実に取り組むものとし、身近な広場や市民の憩いの場となる空間については、地域と連携して確保していくものとします。

また、観光資源については、ネットワーク化を進めていくほか、SNS等の多様な情報通信媒体を活用したPRを展開し、利用促進に取り組んでいくものとします。

イ 公園・レクリエーション施設等の方針

(ア)自然資源や歴史・文化資源と一体となった公園等の整備・充実

- a 出石城公園など史跡、文化財等と一体となった公園の充実を推進します。
- b コウノトリの郷公園、玄武洞公園等地域の自然や歴史とともに、既存の緑地に配慮しつつ、公園施設の充実を図ります。
- c 但馬国分寺跡周辺においては、国指定史跡用地の保全を図り、歴史的・文化的資源を活用するため、史跡整備を推進します。
- d 円山川流域の湿地等の自然を生かし、かつ生態系に配慮し、環境学習の場としての活用を推進します。
- e 市外からの来訪者、インバウンド等への対応も考慮し、ユニバーサルデザイン化も順次進めていきます。

(イ)地域との連携による地域の個性を生かした空間の整備・充実

- a 海洋性レクリエーション施設の充実を促進するとともに、行祭事と連携した地域の活性化に取り組めます。
- b 円山川等の河川敷、農地等を活用し、かつ自然生態系に配慮した親水空間等の整備を促進します。
- c 地域の身近な憩いの場を確保するため、遊休農地の活用や空き地の活用、社寺林等の活用による、地域の特徴を生かした空間づくりに取り組めます。

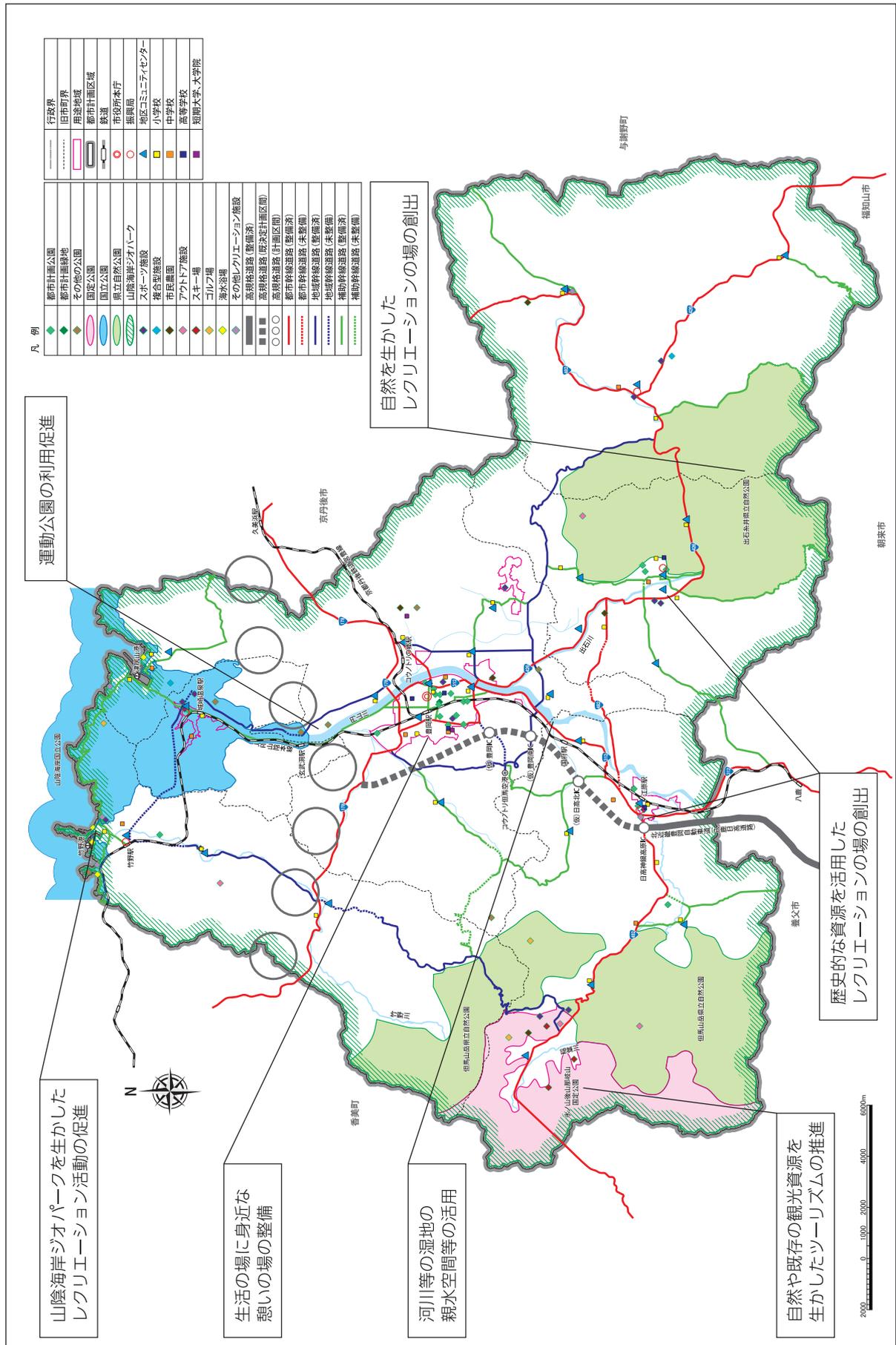
(ウ)安全で安心な公園の維持、充実

- a 子どもから高齢者までの幅広い人たちが集い、憩い、利用しやすい公園とするため、ユニバーサルデザイン化を推進します。
- b 公園における犯罪を防止するため、照明灯の確保とともに、植栽の適切な維持管理等を実施し、周辺からの見通しの確保に努めます。
- c 地域が維持管理している公園については、地域組織や各種団体等との連携により定期的な点検を推進し、安全な公園利用と適切な維持管理、公園の長寿命化に取り組めます。
- d 災害時に、一時避難場所及び防災活動の拠点としての役割を果たす防災公園やオープンスペース等の整備を推進します。

(工) 観光施設の充実とネットワーク化、SNS等による普及啓発の推進

- a 滞在性の高い観光振興を図るため、地域の自然、環境、産業、文化にふれるエコツーリズム、ジオツーリズム等を推進します。
- b 観光客の増加を図るため、豊富な観光資源、公園・レクリエーション施設を総合的、効果的にネットワークする周遊ルートを形成します。
- c 公園レクリエーション施設等の利用促進を図るため、SNS等の多様な情報通信媒体を積極的に活用したPR、情報発信に取り組みます。





図表4-2. 公園・レクリエーション方針図

(2) 下水道・河川の方針

ア 基本的な考え方

快適な生活環境と、地域の水環境の保全を図るため、下水道施設の整備及び適切な維持管理を行います。

また、河川については、治水対策を促進し、市民や地域組織、各種団体等と連携して、良好な親水空間として積極的に利活用を図り、併せて地域が主体となった維持管理にも取り組みます。

イ 下水道・河川の方針

(ア) 下水道整備の推進と適正管理

a 汚水・汚泥の共同処理や施設の再編により維持管理の効率化を図るとともに、老朽施設の長寿命化・更新を計画的に推進します。

(イ) 雨水排水対策の推進

- a 水害に強いまちづくりを進めるため、雨水幹線等を整備し、雨水排水対策を推進します。
- b 雨水排水施設の整備により、用途地域の変更が必要なものについては、用途地域の見直しを行います。

(ウ) 治水対策・親水空間の整備と適正な河川の管理

- a 円山川等では、水害を軽減するための治水対策や親水空間の整備を促進します。
- b 河川愛護の意識の高揚とともに、市民、地域組織や各種団体等と連携して河川の清掃、不法投棄防止のパトロール、水生生物調査等を実施し、適正に管理します。



(3) その他公共施設等の方針

ア 基本的な考え方

機能的な都市活動の確保・向上を図るため、既存の施設は、適切に維持・更新等を行います。また、長期間事業が行われていない都市施設は、今後の見通しを考慮して、都市計画の見直しを行います。

また、各種公共施設については、地域に開かれた施設として、地域活動で積極的に活用するものとしてします。

特に公共施設については、豊岡市公共施設等総合管理計画等に基づき、施設の維持管理、耐震化を含めた更新を計画的に進めるほか、施設の集約等にも取り組み、適正な施設の再編と活用の推進を図ります。

イ その他公共施設等の方針

(ア) 教育・文化施設の充実

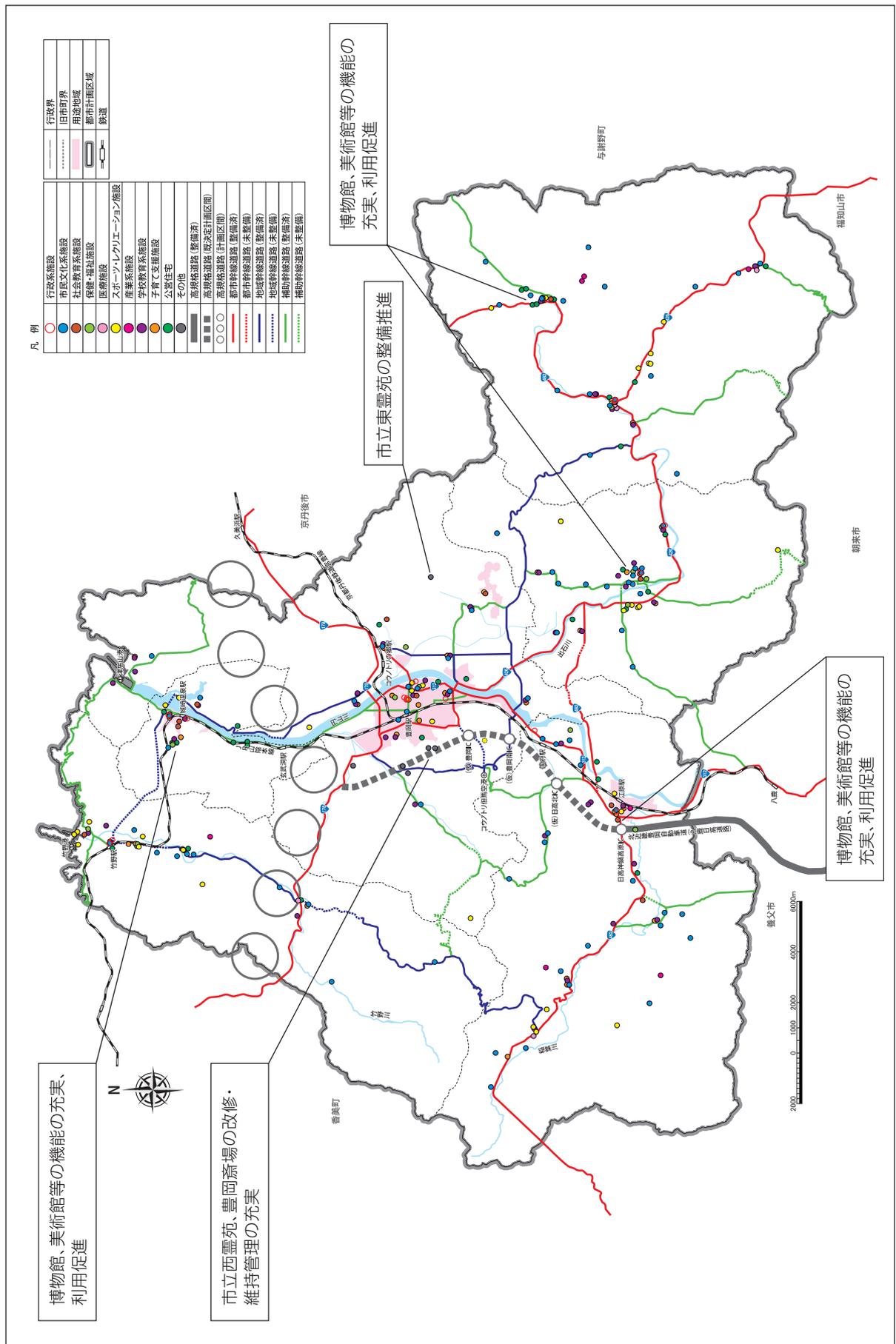
- a 子どもたちが快適な学校生活を送れるよう、教育施設・設備のユニバーサルデザイン化を推進します。
- b 市役所本庁舎、各地域振興局庁舎前等に整備された子育て広場については、PR等を積極的に進め、利用促進を図ります。
- c 市民の多様化・高度化する学習ニーズに十分対応していくため、図書館本館及び各分館へのWi-Fi導入を考慮するとともに、障がい者サービスの充実に努めます。
- d 地区コミュニティセンターについては、コミュニティ活動の拠点施設として、適切な維持管理に努めるとともに、将来的には地域コミュニティ組織による指定管理へ移行するなど、地域による自主的なまちづくりを支援していきます。
- e 市立歴史博物館－但馬国府・国分寺館、日本・モンゴル民族博物館、市立美術館－伊藤清永記念館、城崎国際アートセンター、出石永楽館、図書館等の文化施設については、機能の充実等を図り、利用促進に取り組みます。
- f 観光及びアート(文化)を柱とした専門的人材を育成する4年制の高等教育機関として専門職大学の支援をしていきます。

(イ) 火葬場及び霊苑の整備

- a 西霊苑や斎場施設の改築、維持管理の充実を図ります。
- b 東霊苑については、需要と供給のバランスを考慮した上で、第2期整備事業を検討します。

(ウ) 公共施設マネジメントの推進

- a 公共施設の維持、更新にあたっては、豊岡市公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に進めるとともに、施設の再編、集約等についても、豊岡市公共施設再編計画等に基づき、中長期的なまちづくりの観点、施設サービスの維持の観点から取り組みます。



図表4-3. 公共施設等方針図

3 拠点整備の方針

(1) 拠点整備の基本的な考え方

賑わいと活力のある中心市街地の形成に取り組むものとし、商工業の活性化だけでなく、子育て世代や高齢者の居住、U・J・Iターン者の移住、定住等の取組みも積極的に進めます。

また、既存の分譲地等の住宅地については、販売促進を図り、中心拠点、地域拠点、生活拠点の活性化と、これらをネットワークするまちづくりに取り組みます。

(2) 拠点整備の方針

ア 中心拠点の再生

(ア) JR豊岡駅を中心とする中心拠点では、地域の特色を生かし、商業、居住、教育・文化、行政、医療・福祉等の都市機能の維持と充実を図ります。

(イ) インターチェンジの整備が予定されている周辺地域等では、観光交流拠点、地域振興拠点となる施設(道の駅等)の整備を検討し、中心市街地、中心拠点への人の流れの拡大に繋がります。

(ウ) 豊岡駅通商店街や宵田商店街等の中心市街地の商店街については、地域住民や観光客から親しみのもてる商店街に再生するため、空き店舗の有効活用や、商店街そのものを観光資源とする「カバンストリート」などの地域資源を活用した回遊性の向上の取組みに対して支援を行います。

イ 地域拠点の充実

(ア) 城崎地域の地域拠点では、温泉や町並み景観等を観光資源として活用し、旅館街等の活性化を図り観光振興、来訪者の増加等に繋げるものとします。また、「世界から城崎へ、城崎から世界へ」に向けて、城崎国際アートセンターを拠点とした機能の充実、グローバル化に対応した施設整備に努めます。

(イ) 竹野地域の地域拠点では、山陰海岸ジオパーク等の景観を観光資源として利活用し、観光振興や来訪者の増加等に取り組むとともに、商業及び住宅等の都市機能の維持及び充実を図ります。

(ウ) 日高地域の地域拠点では、地域の資源を活用しつつ、神鍋高原への玄関口にふさわしい市街地の形成を推進するとともに、商業機能等の維持に努めます。また、商工会館を地域交流拠点として整備し、文化芸術等の振興に寄与する機能の充実を図ります。

(エ) 出石地域の地域拠点では、歴史・文化を継承する住まいの保全等を推進します。また、城下町の歴史的な町並みとの調和を図りながら、商業等の都市機能の維持を図ります。

(オ) 但東地域の地域拠点では、公共公益施設や商業等の都市機能を維持し、地域の拠点に相応しいまちづくりに取り組みます。

ウ 生活拠点の充実

- (ア) 市民に身近な地区コミュニティセンター、小学校等の公共公益的施設が集積する区域では、良好な居住環境の形成を図るため、防災性の向上やバリアフリーのまちづくりなど、より利便性、安全性、快適性の高い地区の形成を図ります。
- (イ) 公営住宅や空き家等のストックを生かして、U・J・Iターン者の受け入れや、定住促進に取り組めます。
- (ウ) 地域の特性を生かした住まいづくりや町並みづくりを推進するため、まちづくり協定や建築協定、景観形成協定等のさまざまな住まい、まちづくりに関する制度の普及に努めます。
- (エ) 環境にやさしい住まいづくりを推進するため、省エネルギー化、太陽光等の自然エネルギーの活用、省資源(廃棄物の削減、リサイクル化)、水資源の適切な利用といった、自然と共生する住宅づくり、住まい方を関係団体等との連携により取り組めます。

エ 子育て世代や高齢者等にも安心できる住み心地の良い住宅の確保

- (ア) 高齢者、障がい者をはじめ、子育て世帯等の多様化する住宅ニーズに対応するため、住宅のバリアフリー化を推進します。
- (イ) 安全な住まいを確保し、環境に配慮された良質な住宅づくりを推進します。
- (ウ) 公営住宅を適正に維持するため、適正な公営住宅供給目標量を定めるとともに、長寿命化計画に基づいた長寿命化対策、修繕等を計画的に進めます。
- (エ) 空き家や空き店舗等の既存のストックを生かし、大規模改修や用途変更を伴う改築等によって多様な世代の居住に対応した住宅、施設の整備が進むよう普及啓発等に努めます。
- (オ) 民間事業者により開発される分譲宅地については、安心して生活できる地域環境と調和した施設の整備を促進します。
- (カ) 公設の分譲宅地については、若年層の定住化による地域の賑わい創出のため、引き続き販売を推進します。
- (キ) 木造密集住宅地等の住環境の改善が必要な住宅地については、住民との協働により地域の特性に合わせた防災対策を推進し、防災まちづくりの具体化に向けて取り組めます。



4 景観形成の方針

(1) 景観形成の基本的な考え方

豊岡の地形や歴史、伝統、文化、生業が生み出す豊岡固有の風景は、先人から受け継いだ大切な資産であり、これを未来に継承し、さらに魅力的で暮らしやすい都市の創造を目指す必要があります。

このため豊岡市景観条例及び景観計画に基づき、市、市民及び事業者が、豊岡固有の景観である人とコウノトリが共に暮らす「豊岡らしい風景」を協働で守り、育て、さらに磨きをかけて、将来にわたって良好な景観の保全形成を図ります。

(2) 景観形成の方針

ア 歴史的町並み景観の保全と創造

(ア)重要伝統的建造物群保存地区を中心として、景観形成重点地区に指定されている出石城下町地区では、城下町の和瓦の家並みや通りの景観の保全を図り、地区の歴史的な景観を維持し、地域の文化財としての価値を高めていきます。

(イ)景観形成重点地区に指定されている城崎温泉地区では、“歴史と文学といで湯のまち”城崎温泉の景観を構成している歴史的建築物の保全と活用を推進し、歴史と文化を感じさせる温泉情緒あふれる景観の創造を図ります。また、重要文化的景観の選定についても取り組みます。

(ウ)地域固有のまちなみを継承する必要がある地域にあっては、住民や地域組織、各種団体等と連携して、良好な歴史的・文化的な町並み景観の保全活用に努めます。

イ 自然及び景観の保全

(ア)蘇武岳(氷ノ山後山那岐山国定公園)や神鍋山、床尾山(県立自然公園)等の山々の豊かな緑や周辺の農山村集落の景観をはじめ、山陰海岸国立公園の風光明媚な海岸線の景観、円山川、出石川、竹野川等の河川景観を、山陰海岸ジオパークの構成要素となる独特の景観資源として保全し、自然環境との調和を図ります。

(イ)豊岡市景観計画に基づく「やま・うみ・さと」の区域では、景観に表れる地域の知恵と暮らしの文化の意味を活かし、山・海・川と一体になった眺めや集落景観を特徴付ける空間構成の地域性を保全継承します。

(ウ)市民に親しまれる地域のシンボルとなる地域固有の景観資源については、必要に応じて景観重要建造物や景観重要樹木の指定等による保全・保護を図ります。

ウ 市街地景観の保全

(ア)江原駅東景観形成重点地区では、神鍋高原の玄関口として高原リゾート地をイメージしたまちなみとし、敷地内や公共空間などに緑化を行い、賑わいとうるおいのある景観を形成します。

- (イ) 中心拠点や地域拠点等の「まち」の景観形成においては、継承されている宅地割や建物配置の特徴を理解し、まちなみに配慮したデザインとします。
- (ウ) 特に中心拠点においては、北但大震災の市街地復興のシンボルでもある復興建築物群の保全と活用を促進し、震災復興記録の継承が進むよう普及啓発等に努めます。
- (エ) 今後増加が予想される空き地等については、県民まちなみ緑化事業等を活用し、周辺地域との調和に配慮した緑地やオープンスペースとして、潤いある市街地景観の形成を図ります。

エ 沿道の景観の保全

- (ア) 国道312号沿道等では、地域景観と調和した質の高い広告物の誘導を図るため、豊岡市屋外広告物条例に基づき必要な規制誘導を行うことで、良好な沿道景観の形成を図ります。



